

AI製品に対応したEUの製造物責任 ディレクティブ改正

小塚莊一郎

(学習院大学法学部教授)

目次

1. EUにおけるAI民事責任法のアプローチ
2. 製造物責任(PL)ディレクティブ改正案の内容
3. AI民事責任ディレクティブ案の内容
4. EU法が日本の関係者に対して有する意味

参考文献:小塚荘一郎「AI製品に対応したEUの製造物責任ディレクティブ改正」
情報法制研究15号〔2024〕37～49頁

EUにおけるAI民事責任法のアプローチ

AIと民事責任

- AI(を組み込んだ製品)と従来の工業製品との相違点
- ブラックボックス問題
 - 機械学習(とくにdeep learning)の場合、判断過程の検証が困難
 - 事故発生後に、機序の解明が困難
 - 責任の帰属判断が困難に
- データの継続的な学習
 - 「製造過程」と「流通過程」の区分が相対化
 - 製造者と購入者の責任分界が曖昧に

伝統的な製造物責任法制とAI製品との不適合が表面化
(日本では、自動運転など個別問題についての問題意識が先行)

二つのアプローチ

- 欧州議会:「AI」を対象とした規制を志向
 - 当初は(高度な)AIに法人格を認め、責任主体とする制度を提案
 - その後も、ハイリスクAIの運用者に厳格責任を課す制度を提案

AIの利用者・実装者を萎縮
させないか？

一般不法行為の特則——EUに
立法権限はあるのか？

- 欧州委員会
 - 一般的な民事責任については立証の困難緩和——特別な手続法ルールを導入
 - 製造物責任について、製造物責任ディレクティブ85/374/EECの改正

- 5年ごとに運用状況の報告を行う仕組みが存在
- グリーン経済等との関係でも改正の必要性を認識

PLディレクティヴ改正の経緯

- PLディレクティヴ 85/374/EECの改正
 - 制定以降の経済社会の変化
 - デジタル経済の発展→スマート製品、AI
 - グリーン経済の展開→修補による製品寿命の延長
 - 5年ごとに適用状況の報告書作成(21条)
 - 直近の報告書:2018年版
 - ソフトウェアへのPLディレクティヴの適用など不明確な点が存在
 - AI製品、医薬品など複雑な製品の場合、証明責任が被害者に不利
 - 損害賠償請求に対する過度の制約(とくに500ユーロ未満の損害の排除(9条(b)))
- AI関連法制としての民事責任制度
 - Expert Group on Liability and New Technologies, Report on Liability for artificial intelligence and other merging digital technologies (2019)

EUの法政策におけるコンテクスト

- 2022 欧州委員会、「PLディレクティブ改正案＋AI民事責任ディレクティブ新設」の提案
- 2023 欧州議会と欧州理事会で合意成立
 - デジタル・エコミーに対応した法制度の包括的な整備の一環
 - とりわけ、AI規制法とPLディレクティブ改正案とは内容面でもリンク
 - 「AIシステム」「ハイリスクAI」などの定義はAI規制法を参照

AI規制法
(2024年5月成立)

DSA (Digital
Services Act)

PL Dir. + AI
Liab. Dir.

DMA (Digital
Markets Act)

GDPR

市場行動計画、
自主規制等

制度改正パッケージ

- PLディレクティブの改正提案 COM(2022) 495 final
 - 欠陥のある製造物に起因して自然人が受けた損害に対する民事責任
 - AI民事責任ディレクティブ上の権利とは併存(案2条3項(c))
 - White Paper on Artificial Intelligence, COM(2020) 65 final
 - Report on safety and liability implications of AI, the Internet of Things and Robotics, COM(2020) 64 final.
 - Public consultation (incl. inception impact assessment)
 - 完全平準化＝国内法による逸脱は不可(現行ディレクティブと異なる)
- AI民事責任ディレクティブ提案 COM(2022) 496 final.
 - 「ハイリスクAIシステム」に関する不法行為責任(過失責任)に関する証拠開示命令
 - 「AIシステム」に起因する損害をめぐる不法行為訴訟(過失責任)における過失と結果の因果関係の推定
 - 下限平準化＝より被害者に有利な法制は許容

製造物責任(PL)ディレクティヴ改正案の内容

改正PLディレクティブ提案:「製造物」

- 「製造物」の定義(4条(1))
 - 他の動産又は不動産に組み込まれているか否かを問わず、すべての動産
 - 電気、デジタル製造ファイル及びソフトウェアを含む。
 - 「ソフトウェア」は有体物に組み込まれているか否かを問わず「製造物」に該当
 - オンラインで提供されるAIのアルゴリズムも含まれる(前文12項)
 - 「デジタル製造ファイル」=動産のデジタルバージョン又はデジタルテンプレート(4条(2))
 - 製品を3Dプリンタ向けに設計した事業者も「製造者」として責任主体に含まれる。

現行法の解釈は分かれていた

- ドイツ語:動産(bewägliche Sache)はSache(物=有体物)の下位概念
- 英語:動産(movables)には無体物を含む余地がある

改正PLディレクティブ提案:「製造物」

- 「部品」の定義(4条(3))
 - 製造者により、又はその管理下において、製造物に組み込まれ、又は接続された有体物若しくは無体物又は関連サービス
 - 「関連サービス」=それがなければ製造物の機能が損なわれるようなデジタルサービス(4条(4))
 - アップデート、アップグレード等(4条(5)参照)
 - アップデートの内容に欠陥があった場合は、これにより製造物責任が発生(アップデート作成者がサードパーティでも、製造者の「管理下において」組み込まれれば製造者の責任になる)
 - アップデートを怠ったことの責任については製造者の免責(の限界)の問題

改正PLディレクティブ提案:「欠陥」

- 一般公衆が期待する安全性を欠くこと(6条1項)
- 以下の諸事情を含むすべての事情を勘案する。
 - 装着、使用及び保守の指示を含む製造物の表示
 - 合理的に予見される使用及び誤用
 - 「誤用」も予見される限りで考慮される
 - 供用後の継続的な学習能力が製造物に対して有する影響
 - AIによる学習の継続を意識した規定
 - 共に使用されることが合理的に予見される他の製造物に対する影響
 - 製造物が市場に置かれ若しくはサービス提供された時点、又は(それ以降で)製造物が製造者の管理を離れた時点
 - サイバーセキュリティ上の基準を含む製品安全基準
 - 公法上の基準が民事責任に関する「欠陥」に影響？
 - 製品安全に関する規制当局又は7条所定の当事者(責任主体)による介入
 - 製造物が向けられた最終使用者の特別な期待

より良質な製造物が存在したことのみに
よって「欠陥」ありとはされない(6条2項)
←バグを順次解消していくことは一般的

改正PLディレクティブ提案：責任主体

現行規定のproducerを
manufacturerに変更

- 責任主体 (economic operators) (7条)

- 欠陥のある製造物の製造者、欠陥のある部品の製造者
 - 製造者の管理外で製造物を本質的に改造した者は製造者とみなす。
- 製造者がEU外に所在する場合、輸入者及び授権代理人
- 製造者がEU外に所在し、2のいずれもEU内に存在しないとき、フルフィルメント業者(物流代行業者)
 - Eコマースに対応した規定
- 1～3が特定できない場合、販売者
 - 請求権者が販売者に上流の販売者の特定を請求し、1か月以内に販売者が特定に応じなかった場合
 - オンラインプラットフォーム提供者も同様の規律に服する。

販売者への責任拡大か、製造者責任を基本とする微温的な対応か？

改正PLディレクティブ提案：損害

- 「損害」の定義(4条(6))：
 - 以下のいずれかに起因する有形の損失
 - 死亡又は人の傷害(医学的に確認された精神的損害を含む)
 - 財物に対する損傷又は財物の損壊
 - 製造物それ自体、欠陥のある部品により損傷された製造物、及び事業目的でのみ使用される財物の損害を除く
 - データの消失又は改竄(事業目的でのみ使用されるデータを除く)

500ユーロの閾値は撤廃

改正PLディレクティブ提案：立証困難の救済

- 裁判所による証拠開示命令(8条)
 - 損害賠償請求が認められる見込み(plausibility)が示された場合、被害者の申立てにより、被告に証拠開示を命ずることができる(請求権の証明に必要かつ比例的な範囲に限る)
- 証明責任(9条)
 - 原則：製造物の欠陥、損害、欠陥と損害の因果関係を原告が証明
 - 欠陥の推定
 - 証拠開示命令に被告が従わない場合
 - 製造物がEU又は構成国の義務的な安全基準を遵守していないことが示された場合
 - 通常の使用又は一般的な状況の下で明白な機能不全により損害が発生したことが示された場合
 - 欠陥と損害の因果関係の推定
 - 欠陥が証明され、損害が当該欠陥により典型的に生ずる(typically consistent)場合
 - 技術的・科学的複雑性のため証明がきわめて困難であると裁判所が認めた場合、製造物の損害に対する寄与と、欠陥の存在又は因果関係の蓋然性がある(likely)ことが認められれば因果関係を推定

改正PLディレクティブ提案：免責（抗弁）

- 製造者の抗弁＝免責事由（10条）
 - a. 製造者又は輸入者が製造物を市場に投入していない場合
 - b. 販売業者が製造物を流通させていない場合
 - c. 製造物の欠陥が市場投入時に存在しなかったことが確実な(probable)場合
 - d. 欠陥が公的な規制の遵守により発生した場合
 - e. 市場投入時または製造者の管理下にあった期間の科学的、技術的な知見では製造者が欠陥を知りえなかった場合
 - f. 部品の製造者が部品を組み込む製造物の製造者の指示により部品を設計した場合
 - g. 製造物を改変した者につき、欠陥が改変とは無関係な部分に起因する場合
- 免責事由c.にかかわらず、製造者の管理下にある以下のものが製造物の原因である場合、免責とはならない。
 - 関連サービス
 - アップデートまたはアップグレードを含むソフトウェア
 - アップデートまたはアップグレードの不実施

開発危険の抗弁
を限定

改正PLディレクティブ提案：その他

- 原因競合(12条)
 - 製造物の欠陥と第三者の作為・不作為が競合した場合、製造物責任は軽減されない
 - 被害者の過失が競合した場合、製造物責任は軽減又は否定される
- 期間制限(14条)
 - 請求権行使の期間制限は3年
 - 起算点＝被害者が損害、欠陥及び責任主体を知り、又は合理的に知るべきであったとき
 - 権利の消滅：欠陥のある製造物の市場投入又は改変から10年

AI民事責任ディレクティブ案の内容

AI民事責任ディレクティブ提案：規律の対象

- AIシステム、ハイリスクAIシステム——AI規制法案と同義(2条(1), (2))
- AIシステムの出力又は出力の失敗により生じた損害についての不法行為責任かつ過失責任(2条(5))

有形損害以外の損害(AIの判断により不利益を受けた者の損害など)は、製造物責任ではないが、本ディレクティブは適用

- 請求権者が自然人・法人のいずれの場合にも適用(2条(7))
- 責任に関する実体規定なし＝既存のEU法又は国内法による
 - 責任主体 前文ではpotentially liable person、本文中ではdefendant(2条(8))
 - 注意義務の根拠規定(2条(9)参照)
 - AIが「ブラックボックス」となることの対処のみを意図

AI民事責任ディレクティブ提案：証拠開示命令

- 裁判所が申立てにより証拠の開示を命令(3条1項)
 - 申立権者＝ハイリスクAIシステムに起因する損害の賠償請求者又は賠償請求検討中の者
 - 証拠収集のため合理的な努力をしたことを条件とする(3条2項)
 - 命令対象者(前文para (19)):
 - ハイリスクAIシステムの提供者、提供者と同一の義務を負う者、使用者
 - 訴訟の当事者(被告)となっているか否かを問わない
 - AI規制法案によりドキュメンテーション又は記録の義務を負っていることが前提
 - ▶ その結果、ハイリスクAIシステムに限定されている
- 被告が証拠開示命令に従わない場合、証明されるべき**注意義務違反**の存在を推定(反対の証明は可)(3条5項)

AI民事責任ディレクティブ提案：因果関係の推定

- 以下の条件が満たされる場合、裁判所は被告の過失とAIシステムの出力又は出力の失敗の**因果関係**を推定(4条1項)
 - ▶ **ハイリスクAIシステムに限定されていない**
 - a. 損害発生を防止するために法が定める注意義務の違反としての過失の証明
 - 証拠開示命令の違反による推定でもよい
 - ハイリスクAIシステムの提供者に対する訴訟の場合、AI規制法案所定の義務の違反の証明(4条2項)
 - ハイリスクAIシステムの利用者に対する訴訟の場合、AIシステム使用上の指示の不遵守又は不適切なデータの投入の証明(4条3項)
 - b. 過失がAIシステムによる出力又は出力の失敗に影響したと認められる(likely)ことの証明
 - c. AIシステムの出力又は出力の失敗が損害を発生させたことの証明

AI民事責任ディレクティブ提案：因果関係の推定

- 対象となる注意義務(a.の要件)
 - ハイリスクAIシステムの場合
 - 提供者の義務はAI規制法によりフルハーモナイズ→注意義務違反を限定(4条2項)
 - A) 品質基準を満たすデータセットを用いた学習、検証およびテストの実施(AI規制法10条)
 - B) 透明性の確保(AI規制法13条)
 - C) 人間による効果的な監視(AI規制法14条)
 - D) 適切な水準の正確性、堅牢性およびサイバーセキュリティの確保(AI規制法15条)
 - E) AI規制法第Ⅲ部所定の義務を遵守するために必要な是正措置の速やかな実施、またはシステムの撤回もしくはリコール(AI規制法16条)
 - 使用者の義務はAI規制法のほか国内法でも規定→注意義務違反を例示(4条3項)
 - A) 使用上の指示に従った使用およびモニタリング
 - B) 使用目的に照らして不適當なデータの入力
 - C) その他国内法上の注意義務の違反
 - その他のAIシステムの場合
 - AI規制法には注意義務の規定なし(国内法上の注意義務のみ)
 - 推定は請求者にとって因果関係の証明がきわめて困難と認められるときにのみ可(4条5項)

EU法が日本の関係者に対して有する意味

EUのAI民事責任法制の適用

- EU域内で提供されるAIシステム（AIを組み込んだ製品、AIサービスのオンラインによる提供）に適用

日本の製造物責任法との違い

- PLディレクティブ
 - 自然人が被害者の場合に限り適用あり
 - 準拠法ルールに従って適用
 - ローマⅡ規則では、①被害者の常居所地、②製造物の購入地、③損害発生地国（いずれも当該製造物がある国で市販されていることが条件）
- AI民事責任ディレクティブ
 - おそらく手続法ルールとして法廷地法になる場合に適用

EUのAI民事責任法制からの「示唆」

- AIがシステムの機序をブラックボックス化することへの懸念
 - AI規制法により、ドキュメンテーション、記録の保持等を要求
 - その実施手段として認証(CEマーク)を求めることには域外から反発も
 - 民事責任では証拠開示命令、推定規定の活用
 - 規制と民事責任の接近(規制法上の義務違反から製造物の欠陥・注意義務の違反を推定)
- アップデート、関連サービス等の瑕疵を欠陥概念に包摂←物の取引とサービス取引の融合
- EUにおける製造物責任法(PLディレクティブ)は消費者法
 - 日本の製造物責任法は事業者間でも利用可能

この部分は国際標準になっていくのではないか？(ブリュッセル効果)

本当に考えるべきこと

- 実は、重要な問題がPLディレクティブの中では解決されていない——AIシステムの「欠陥」の考え方
- 条文上は、「一般公衆が期待する安全性」(日本の消費者期待基準とほぼ同じ?)だが、その内容について、複数の可能性あり
 - ① AIではなく人間が判断していたなら、と仮定し、平均的な人間であれば間違えないような判断をした場合には「欠陥」とする
 - ② AIシステムが総体的に提供するリスク水準が、同じタスクを人間に委ねた場合のリスク水準よりも下回る場合に「欠陥」とする
- ②を許容できるかどうかは、一種のトロッコ問題ではないか

AIが事故を起こさない範囲

人間が事故を起こさない範囲

この領域で事故が起こった場合、AIシステムには「欠陥」があるのか?